

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
情報システムの全体最適化	<p>(1) 中長期目線での意識改革【既存の業務・制度の見直し】(指摘)</p> <p>情報システムの全体最適化のためには、「既存の業務・制度を前提に情報システムを調達する」のではなく、「目的を達成するために、既存の業務・制度の見直しも含めて最適な情報システムを調達する」へと考え方を変革することが必要である。</p>	<p>業務・制度の見直しを含めた最適な情報システムの調達について、毎年度策定する「システム構築方針」において引き続き注意喚起するとともに、予算要求段階における情報システム計画審査およびシステム調達時の指導・助言を通じて、府内各所属に対し取組の徹底を図っていく。</p>
	<p>(2) 中長期目線での意識改革【戦略的なICT人材の育成】(指摘)</p> <p>情報システムの全体最適化を継続して実施するためには、県全体としての戦略的なICT人材の育成が必要である。</p>	<p>情報システムの対象業務を所管する所属の職員などを対象とする、各種ICTの利活用をテーマとした講座の開催や自習用動画コンテンツの提供などを実施し、全庁的なICTリテラシーの向上に努める。</p>
	<p>(3) リスクベースでの情報セキュリティ対策の実施(指摘)</p> <p>情報セキュリティ対策が、システムやデータの情報セキュリティリスクとの関連付けが十分に行われておらず、リスクが十分に低減されていない可能性がある。まずは滋賀県が保持するシステムおよびデータの情報セキュリティリスクを評価した上で、当該評価結果に基づき、情報セキュリティ対策を実行することが必要である。</p>	<p>県が保有するシステムおよびデータについて、情報セキュリティのリスクアセスメント(各システム等に対するリスクの識別と分析、特定されたリスクの発生頻度や影響度の評価)を実施することとし、令和2年度中に実施方法を検討する。</p> <p>リスクアセスメントの実施後は、各システムで想定されるリスクへの対応方針を決定し、現状のセキュリティ対策の点検および見直しと、必要な対策を実施する。</p> <p>また、保有データの管理ルールを作成し、ルールに沿ったデータ管理を行うとともに、必要なバックアップの措置を実施する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(4) 情報システムサーバ統合基盤の利活用の推進等について【取り組みの方針・ルールが明確になっていない】（指摘）</p> <p>サーバ統合基盤の利活用について、取り組みの方針や、移行における判断基準など、明文化したルールを策定する必要がある。また、情報システムをサーバ統合基盤へ移行する際の優先順位も明確にする必要がある。</p>	<p>サーバ統合基盤の利用方針を明文化し、庁内各所属に対し周知を図る。</p>
	<p>(5) ファイルサーバの運用の推進等について【各所属の保有するデータの重要度に応じた共有フォルダ利用のルールが策定されていない】（指摘）</p> <p>例えば県民の個人情報や秘密情報等は情報セキュリティ面から共通事務端末には保存せず、共有フォルダに保存することを義務付ける必要がある。</p>	<p>県民の個人情報や秘密情報等の保護データ等は共通事務端末に保存しないように共通事務端末運用管理要領を改正し、令和2年2月17日から施行した。</p> <p>また、年に1度配付しているデータ整理チェックシートについて、共通事務端末に保存されている保護データ等はファイルサーバへ移動する様式を改正する。</p>
	<p>(6) ファイルサーバの運用の推進等について【共通事務端末に保管されたデータの管理が十分に行われていない】（指摘）</p> <p>数百GBの業務データを共通事務端末に保存しているユーザもいるが、データのバックアップは利用者本人の意向に委ねられており、かつ、共通事務端末の記憶装置は暗号化されていない。そのため、共通事務端末の府外への持出は原則禁止され、持出時には上司の承認が必要であるものの、持出中に共通事務端末の紛失・盗難が発生すると、どのようなデータを消失したかは不明であり、</p>	<p>令和2年度に共通事務端末に保存されているデータにバックアップするツールを調達する予定であり、当該ツールにおいて、共通事務端末の紛失・盗難が発生した場合、どのようなデータを消失したか判明できるようになる。</p> <p>また、データの漏洩対策については次の実施方法を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通事務端末に暗号化ツールを導入する。 2 共有フォルダ（ファイルサーバ）を増量し、共有フォルダへの保存を義務付ける。 3 共有フォルダ（ファイルサーバ）を増量し、共有フォルダへの保存を強制する。

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
	<p>かつ暗号化されていないことから情報が漏洩する可能性もある。そのようなリスクを踏まえて、共通事務端末の暗号化や、共有フォルダ容量の増量等の対応策を検討し、実施していく必要がある。</p> <p>(7) 電子申請システム（しがネット受付サービス）の利用の推進等について【電子申請システム利用ルールが策定されていない】（意見） 各部局向けに電子申請システムの説明会を実施する等の周知活動が行われているものの、最終的に電子申請システムを利用するか否かの判断は各部局に委ねられている。業務効率化、コストカットの両面からも、電子申請システム利用を推進すべきである。利用促進に向け、情報政策課が定める要件に合致する場合は原則として電子申請システムを利用するなど、一定の利用ルールを策定することが望ましい。</p> <p>(8) 電子申請システム（しがネット受付サービス）の利用の推進等について【制度に踏み込んだ議論が十分に行われていない】（意見） 平成30年度以降、本人確認手続きの簡素化に取り組んでいるが、多くの行政手続きでは制度上、未だに紙ベースでの書類作成が必要であり、電子申請システムの利用が許容されていない。制度変更も含めて検討し、県内で制度を変更できない場合は、必要に応じて制度設計見直しの働きかけをすることが望ましい。</p>	<p>システム説明会で利用の具体例を示し積極的な利用を促すとともに府内掲示板でも定期的に利用推進のための周知を図る。</p> <p>これまでの利用例を分析し、一定の分類を示すことにより利用のルールを示すことができるよう検討する。</p>
		<p>令和元12月に改正された「デジタル手続法」では、手続のオンライン原則（デジタルファースト）、手続における添付書類の撤廃（ワンスオンリー）などの行政のデジタル化に関する基本原則や、申請者の本人確認や手数料納付のオンライン処理など、デジタル行政を推進するうえで必要な事項が定められたところであり、地方公共団体においても行政手続のオンライン原則は努力義務とされている。</p> <p>手続の電子化については、行政手続簡素化の取組の一環として推進しているところであるが、今後更にオンライン手続の拡大を図るため、現状の制度設計の見直しも含めた対応を検討する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(9) 情報システムのリスク評価の実施等について 【全庁横断的な情報システムのリスク評価が実施されていない】(指摘)</p> <p>管理・運用する情報システムについて、全庁横断的な情報セキュリティのリスク評価が行われていない。リスク評価を実施しなければ、守るべき重要情報や、検討すべきリスクを網羅的に評価できず、優先的に対策を実施すべきシステムが特定できない。全庁横断的に適切なリスク評価を実施する必要がある。</p>	<p>県が保有するシステムについて、情報セキュリティのリスクアセスメント（各システムに対するリスクの識別と分析、特定されたリスクの発生頻度や影響度の評価）を令和3年度を目途に実施することとし、令和2年度中に実施方法を検討する。</p> <p>リスクアセスメントの実施後は、各システムで想定されるリスクへの対応方針を決定し、情報システムを所管する所属において、現状のセキュリティ対策の点検および見直しと、必要な対策が実施されるよう取組を推進する。</p>
	<p>(10) 情報システムのリスク評価の実施等について 【情報セキュリティのリスク評価に応じた対応策が実施されていない】(指摘)</p> <p>情報セキュリティのリスク評価に応じた対応策が実施されていない。許容水準を超えるリスクのうち、高リスク領域には強力な管理策の施行およびリソースの優先的な投入が必要である。また、低リスク領域には一定程度のリスク低減策を講じ、効率的なリソース配分が必要である。また、一度評価したリスクおよびその対応策も、時間の経過と共に陳腐化するため、適切なタイミングで見直しを行う必要がある。</p>	<p>リスクアセスメントの実施後は、各システムで想定されるリスクへの対応方針を決定し、情報システムを所管する所属において、現状のセキュリティ対策の点検および見直しと、必要な対策が実施されるよう取組を推進する。</p> <p>また、リスクアセスメントの実施方法およびリスク評価に基づき実施するセキュリティ対策については、最新の事例や知見を踏まえて定期的に見直しを行う。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(11) 調達事務一元化の適切性【中長期計画が策定されていない】(指摘)</p> <p>本取り組みについて、中長期計画書が作成されていない。複数年計画の計画書を作成し、今後の取り組み範囲やスケジュールを決定することが必要である。</p>	<p>システム調達事務一元化の取組は、システムの新規開発、再構築、改修等を調達（外部発注）する事業のうち、システムやICTに関する専門知識や経験が必要な事務を情報政策課に移管し実施することにより、システム所管部署の事務負担を軽減するとともに、システム調達のための適切な仕様書づくり等を通じた、適正で競争性の高い調達を実現し、システム調達コストの抑制に繋げていくものである。</p> <p>このため、システム調達の実施内容、調達方法、費用等が既に決定されており、情報政策課の代行実施による効果が見込めない事業や、システム所管部署が専門要員を備えており、システム調達事務を自ら適切かつ効率的に実施できる事業については、取組の対象としては適当でないと考えている。</p> <p>調達事務一元化の対象システムの範囲を拡大するにあたっては、上記の取組の目的と実施方針を踏まえて、取組の効果を的確に發揮できるシステム調達を対象として選定することが必要である。一方で、事務一元化に対応するためには、情報政策課の要員体制の確保も不可欠となることから、年度毎の対象システムを網羅した取組のロードマップの整備と、その実施に必要な要員体制の確保について検討する。</p>
	<p>(12) 調達事務一元化の適切性【対象部署が限定されている】(意見)</p> <p>現在対象としている情報システムは、情報政策課が属する総合企画部（旧：県民生活部）や総務部の所属が所管するシステムが対象となっている。情報システムの全体最適化を念頭に、すべての情報システムを検討の俎上に挙げ、調達業務を情報政策課への移管を判断することが望ましい。</p>	<p>前項で示すとおり、システム調達事務一元化の取組は、システム所管部署の事務負担を軽減するとともに、適正で競争性の高い調達を実現することを目的としている。</p> <p>このため、対象とするシステム調達の決定にあたっては、すべての情報システムを検討の俎上に挙げ、全体最適化の視点から目的の達成につながるシステムを選定することとしており、令和2年度については、総合企画部、総務部に加え、知事公室および文化スポーツ部のシステム調達も対象としている。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(13) 調達事務一元化の適切性【業務部門と情報政策部門間の役割分担が徹底されていない】（指摘） 業務所管課と情報政策課で明確な職務分掌を定義しているものの、各業務所管課における理解度に差がある。各部局において本取組の目的および詳細が十分理解され、適切な運用が図れるよう、取り組みの周知徹底を行う必要がある。</p>	<p>調達事務一元化による業務の着手にあたっては、事前に業務所管課と情報政策課で各自の担当業務を確認・了解する打ち合わせを実施しているが、その際、調達事務一元化の目的や効果と、これを実現するための両者の役割分担について再確認を行うことで、望ましい役割分担による適切な事務執行の徹底を図る。</p>
	<p>(14) 調達事務一元化の適切性【中長期的なICT人材の増員と育成】（指摘） 情報政策課要員は、従来の業務に加えて本取り組みに要する業務を実施することとなる。今後の範囲拡大に鑑み計画的な人的資源の投入・育成計画の検討が必要である。</p>	<p>システム調達事務の一元化に対応するためには、情報政策課の要員体制の確保が不可欠であることから、今後の取組のロードマップの検討と、その実施に必要な要員体制の見積りを行い、必要となる人員の確保・育成の方法を検討する。</p>
	<p>(15) 情報システム調達における費用対効果の検証【システム稼働後の検証の実効性に疑惑がある】（指摘） 予測した費用対効果をシステム稼働後に検証することなどを目的として実施される「情報システム開発・運用状況調査」の結果を確認すると、実績値の回答が適切ではないと思われる事例があり、調査が適切に行われていないとの疑惑が生じる。システム稼働後の検証について、その実効性を改めて確認する必要がある。</p>	<p>システム所管課に対して、「情報システム開発・運用状況調査」の各項目に対する適切な回答を求めるとともに、回答内容の確認や不適当な回答の見直しを求めることにより、システム稼働後の適切な検証を行うために必要な情報の把握に努める。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(16) 情報システム調達における費用対効果に関する検証【出口戦略（稼働後検証の結果を受けた対応）が明確になっていない】（指摘）</p> <p>システム稼働後に期待した効果が得られていない、または費用が見積り以上に発生している場合には、その改善を行うよう、情報政策課が業務所管課に指導・助言を行っているが、当該改善に対する業務所管課の責務が明確にされていない。</p> <p>なお、改善の実施が困難または改善効果が見込まれないシステムについては、その利用を停止することで、当該システムの費用を他のシステム調達に振り分けることが可能となるため、「システム企画書」および「システム計画書」において、システムの利用停止を判断すべき場合等を明確にさせるようしておく必要がある。</p>	<p>システム所管課は、システム計画の策定の段階で想定する効果や目標が達成できないときや、見積以上の費用が発生しているときに、その改善に向けたシステムの効率性、信頼性、安全性等の確保・向上を図るための取組を最高情報責任者（情報政策課）から求められた場合は、これに応じる責務があることを「滋賀県情報処理規程」等において明らかにする。</p> <p>また、情報政策課は、システム計画の策定段階で設定された効果や目標の達成について疑義がある場合には、システム所管課に対して、計画実施によりこれらの効果等が達成できない場合の、システムの見直しや停止・廃止に対する方針についても検討し、計画に盛り込むよう求める。</p>
滋賀県ICT推進戦略	<p>(17) ICT推進戦略実施計画に含まれている事業範囲の整理について（指摘）</p> <p>「ICT推進戦略実施計画」は、戦略に基づき県が取り組む施策・事業の内容や目標等を明らかにしたものとして策定されているはずであるが、目的や取組内容がICTに関連するとは言い難いものがあり、戦略の対象事業として適切でないと思われるものもあった。対象事業の所管部署の事業についての考え方を十分にみ取り、戦略の策定趣旨を踏まえて整理する必要がある。</p>	<p>令和2年度の「ICT推進戦略実施計画」の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p> <p>令和3年度以降の実施計画の対象事業を選定する際には、事業がICT推進戦略にどのように位置づけられるか、事業所管部署と十分に協議を行い明確にする。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(18) ICT推進戦略実施計画の対象事業における数値目標の設定について（指摘）</p> <p>平成30年度の実施計画では60事業が対象事業として選定されているが、そのうち13事業はそもそも目標値が未設定となっていた。</p> <p>また、数値目標として何らかの指標が設定されているものであっても、施策を実施する上での成果を示す指標としては適切とは言えないものもあった。県の施策として実施計画を策定する以上、その成果を検証することが可能となる適切な目標指標を設定する必要がある。</p>	<p>令和3年度以降の実施計画の策定にあたり、対象事業には成果検証のための適切な目標指標が設定されるよう、情報政策課において令和2年度実施計画の対象事業の目的や内容を確認し、実施計画ではどのような指標で成果を検証すべきかを検討する。</p> <p>そのうえで、検討結果に基づく適切な目標の設定、進捗管理が各部局において行われるよう、各部局幹事課等で構成する「滋賀県情報化推進庁内連絡会議」等を通じて、周知・徹底を図る。</p>
	<p>(19) ICT推進戦略実施計画に関するPDCAの運用について（指摘）</p> <p>実施計画に基づく県の具体的な取り組み・目標については、「滋賀県情報化推進庁内連絡会議」において、進捗管理・横展開をしていくとされている。平成30年度の実施計画の中には、状況の変化により事業休止や実績が大幅に減額となった事業があったが、当該会議の結果概要を確認しても、平成30年度の実施計画に係る評価について議論した内容は確認できず、その評価結果を受けて、翌年度以降の実施計画にどのようにその結果が活かされたのかが不明であった。県の施策として着実に実施していくこととしている以上、PDCAを効果的に回す仕組みを構築し、実効性ある運用を行う必要がある。</p>	<p>民間企業、大学等の有識者で構成する「滋賀県ICT推進懇話会」および「滋賀県情報化推進庁内連絡会議」が連携した実施計画のPDCAの仕組みを下記のとおり整備し、令和2年度から運用を始める。</p> <ul style="list-style-type: none">・計画年度の翌年度当初に行う、各部局に対する実施計画の取組結果の調査において、計画通りに実施・進捗しなかった事業については、その理由や対処方針等についても確認のうえ、情報政策課において実施計画全体の総括を行う。・年度上半期に開催する懇話会で上記総括を報告のうえ、各委員から意見や県事業の参考となる情報・提案等を聴取する。・総括および懇話会の意見等は、新たな事業の検討に向けた参考や実施計画策定にあたっての留意事項として、直後に開催する庁内連絡会議で共有し、次年度以降の計画策定に活かしていく。

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 県民活動生活課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(27) 総合事務支援システム（文書管理機能）の更新・改修[施策を実施する上での適切な目標指標の設定]（意見）</p> <p>本事業は総合事務支援システム（文書管理機能）の更新・改修事業であり、平成30年度の目標は更新に着手することとなっている。また、令和元年度の実施計画における目標は更新・運用開始となっている。</p> <p>この点、施策の目標としては、更新・改修されたシステムにより業務がどう改善するのか、といったことなどを設定すべきであり、更新することや運用を開始すること自体を目標とすることは妥当ではないと考えられる。</p> <p>したがって、施策を実施する上での適切な目標を設定することが望まれる。</p>	<p>意見を踏まえ、次回以降の目標設定に当たっては改善等の具体的な内容を示すこととする。</p> <p>なお、今回の文書管理システム機能の更新・改修の主な目標は次の2点であったところ、事業は令和元年度に完了し、いずれも達成できている。</p> <p>(1) システムのサーバの切り替えに対応し、公文書の作成、保存等を電磁的記録により行う基盤を引き続き運用できるようにすること。</p> <p>(2) 滋賀県公文書等の管理に関する条例の令和2年度からの施行に先立ち、同条例に基づく新たな公文書管理の仕組みを反映した機能の追加等の改修を行うことにより、歴史公文書の公文書館への移管、公文書の保存期限の設定方法の見直し、簿冊の編てつ方法や文書情報の公開方法の変更といった変更点に対応したシステムとすること。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(28) 総合事務支援システム(グループウェア機能)の更新【施策を実施する上での適切な目標指標の設定・明確化】(意見)</p> <p>本事業は総合事務支援システム(グループウェア機能)の更新事業であり、平成30年度の目標は更新に着手することとなっている。また、令和元年度の実施計画における目標は、開発、移行、運用開始となっている。</p> <p>当該事業の内容としては、現行グループウェアからの改善点等について職員アンケートを実施し、結果を機能要件に反映してシステムを発注することに加え、新グループウェアの運用に係る全庁的な説明会の実施、マスター整備等の膨大なパラメータ設定の実施が含まれているとのことである。しかし、実施計画上その内容は明確ではなく、実績や評価としてもシステム更新に着手したことをもって目標達成とされているのみであり、システムの機能向上や、働き方改革やBCPの観点からの新しい機能導入という施策の目標に対して具体的に結果がどうだったのかが不明確である。</p> <p>したがって、施策を実施する上での適切な目標を設定し、それを明確にすることが望まれる。</p>	<p>意見を踏まえ、次回以降の目標設定に当たっては、具体的な改善等の内容を示すこととする。</p> <p>なお、今回のグループウェアの更新・改修の主な目標は次の3点であり、事業は令和元年度に完了し、いずれも達成できている。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) システムの機能向上として、使い勝手の向上およびメールボックスを増量した。(2) 働き方改革の一環として、出向者等向け情報提供サイトを開設した。(3) BCPの観点からバックアップサイトを構築し、グループウェアサーバの本番サイトがダウンしてもバックアップサイトで動作するようにした。

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(30) 産業人材育成・確保のグッドジョブプロジェクト事業【ICT推進戦略実施計画の対象事業として整理の必要性】(意見)</p> <p>産業人材育成・確保のグッドジョブプロジェクト事業の取組内容には、たしかにICTに関連するもの（企業情報サイト「WORKしが」による情報発信）もあるが、当該取り組みにかかる予算は当初予算22,149千円のうちの1,700千円であり、本事業の大半は上記委託事業の概要に記載のインターンシップの推進に関するものであることから、本事業の目的および取組内容からすれば、実施計画の対象事業として適当ではなかったと考えられる。ICT推進戦略の位置付けが曖昧になることから、実施計画の対象事業を整理することが望まれる。</p> <p>(32) 学びの質を高める学校改善事業【ICT推進戦略実施計画の対象事業としての検討適切な目標設定】(意見)</p> <p>学びの質を高める学校改善事業の目的は、小中学校教員の実践的指導力の向上を図るとともに、子どもたちの学びの質を高めるというものであり、取組内容も総合学力調査の委託であることから、本事業の目的および取組内容からすると、実施計画の対象事業として適当ではなく、対象事業の候補として挙げるべきではなかった。実施計画の対象事業とするかを十分検討した上で、対象事業とする場合には、適切な目標を設定することが望まれる。</p>	<p>令和2年度の実施計画の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p> <p>令和3年度以降の実施計画の対象事業を選定する際には、事業がICT推進戦略にどのように位置づけられるか、事業所管部署と十分に協議を行い明確にする。</p>
		<p>令和2年度の実施計画の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p> <p>令和3年度以降の実施計画の対象事業を選定する際には、事業がICT推進戦略にどのように位置づけられるか、事業所管部署と十分に協議を行い明確にする。</p> <p>なお、実施計画の策定にあたっては、対象事業には成果検証のための適切な目標指標が設定されるよう、情報政策課において令和2年度実施計画の対象事業の目的や内容を確認し、実施計画ではどのような指標で成果を検証すべきかを検討する。</p> <p>そのうえで、検討結果を踏まえた適切な目標の設定、進捗管理が各部局において行われるよう、庁内連絡会議等を通じて徹底を図る。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(33) 学びをつなぐ幼小連携・接続推進事業【ICT推進戦略実施計画の対象事業としての検討適切な目標設定】(意見)</p> <p>学びをつなぐ幼小連携・接続推進事業の目的は、幼児教育に対する意識調査を実施し、その結果を学ぶ力向上に向けて活用するというものであり、取組内容も幼児教育に対する意識調査であることから、本事業の目的および取組内容からすれば、実施計画の対象事業として適當ではなく、実施計画の対象事業の候補として挙げるべきではなかった。実施計画の対象事業とするかを十分検討した上で、対象事業とする場合には、適切な目標を設定することが望まれる。</p> <p>(35) 産業育成のための情報基盤整備事業【ICT推進戦略実施計画の対象事業として整理の必要性】(意見)</p> <p>産業育成のための情報基盤整備事業ではあるものの、事業目的は図書の整備による中小企業の創業および経営改善、新たな事業の創出支援であり、取組内容も図書の整備と出張展示である。また、数値目標としても図書の貸出回数であることから、本事業の目的および取組内容からすれば、実施計画の対象事業として適當ではなかったと考えられる。ICT推進戦略の位置付けが曖昧になることから、実施計画の対象事業を整理することが望まれる。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>令和2年度の実施計画の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p> <p>令和3年度以降の実施計画の対象事業を選定する際には、事業がICT推進戦略にどのように位置づけられるか、事業所管部署と十分に協議を行い明確にする。</p> <p>なお、実施計画の策定にあたっては、対象事業には成果検証のための適切な目標指標が設定されるよう、情報政策課において令和2年度実施計画の対象事業の目的や内容を確認し、実施計画ではどのような指標で成果を検証すべきかを検討する。</p> <p>そのうえで、検討結果を踏まえた適切な目標の設定、進捗管理が各部局において行われるよう、府内連絡会議等を通じて徹底を図る。</p>
		<p>令和2年度の実施計画の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p> <p>令和3年度以降の実施計画の対象事業を選定する際には、事業がICT推進戦略にどのように位置づけられるか、事業所管部署と十分に協議を行い明確にする。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に对する基本的な考え方等
個別情報システムの調達事務	<p>(3 6) システム計画書の数値目標の設定について(指摘)</p> <p>システム計画書には「目標評価(改善の内容)」として、金額効果(経済性)、時間効果(効率性)、定性的効果(創出・向上・改善)を記載する欄が設けられているが、効果の記載がないものや、効果の算出根拠に合理性が乏しく、目標としては不適切と言えるものがあった。これらの項目は、情報システムの必要性(「効果が明確であること」)を審査するに当たって必要な情報であり、記載が十分でない場合には審査における判断に影響する可能性も考えられる。システム計画書の提出が要請されている趣旨を改めて庁内全体に周知し、システム計画書を作成する関係所属に、計画する効果について目標たり得る数値を記載するよう求める必要がある。</p> <p>(3 7) 目標数値に対する実績値の把握・検証について[システム稼働後の検証の実効性に疑惑がある](指摘)</p> <p>予測した費用対効果をシステム稼働後に検証する「情報システム開発・運用状況調査」の結果を確認すると、実績値の回答が適切ではないと思われる事例があり、調査が適切に行われていないとの疑惑が生じる。システム稼働後の検証について、その実効性を改めて確認する必要がある。</p>	<p>システム計画の立案にあたっては実施効果を適切に評価するための目標設定がされるよう、システム計画策定の全庁通知や説明会などを通じて、計画策定における効果目標設定の重要性について周知を図る。</p> <p>また、システム所管課の計画策定に対する助言や、提出された計画の事前審査などにおいて、計画の効果を適切に評価するための目標が設定されるよう指導する。</p>
		<p>システム所管課に対して、「情報システム開発・運用状況調査」の各項目に対する適切な回答を求めるとともに、回答内容の確認や不適当な回答の見直しを求ることにより、システム稼働後の適切な検証を行うために必要な情報の把握に努め、検証の実効性を確保する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(38) 目標数値に対する実績値の把握・検証について【出口戦略（稼働後検証の結果を受けた対応）が明確になっていない】（指摘）</p> <p>システム稼働後に期待した効果が得られていない、または費用が見積り以上に発生している場合、には、その改善を行うよう、情報政策課が業務所管課に指導・助言を行っているが、当該改善に対する業務所管課の責務が明確にされていない。</p> <p>なお、改善の実施が困難または改善効果が見込まれないシステムについては、その利用を停止することで、当該システムの費用を他のシステム調達に振り分けることが可能となるため、「システム企画書」および「システム計画書」において、システムの利用停止を判断すべき場合等を明確にさせるようにしておく必要がある。</p> <p>(39) 情報システム計画審査の実行性の担保について（指摘）</p> <p>情報システム計画審査に関しては、計画策定時の数値目標の設定やその実績値の把握・検証についての課題や、平成30年度の「WEBコンテンツマネジメントシステム」再構築のように、審査の結果に基づく適切な改善対応が図られていない事例があるなど、審査が有効に機能しているのか疑念を抱かせるような状況であった。情報システム計画審査は、最高情報責任者が付議する審査会で行われるものであり、情報システムの効率的かつ効果的な整備と維持管理の実施を担保する仕組みであることから、これらの課題については早急に改善し、有効に機能させる必要がある。</p>	<p>システム所管課は、システム計画の策定の段階で想定した効果や目標が達成できないときや、見積以上の費用が発生しているときに、その改善に向けたシステムの効率性、信頼性、安全性等の確保・向上を図るための取組を最高情報責任者（情報政策課）から求められた場合は、これに応じる責務があることを「滋賀県情報処理規程」等において明らかにする。</p> <p>また、情報政策課は、システム計画の策定段階で設定された効果や目標の達成について疑義がある場合には、システム所管課に対して、計画実施によりこれらの効果等が達成できない場合の、システムの見直しや停止・廃止に対する方針についても検討し、計画に盛り込むよう求める。</p>
		<p>計画の数値目標に関する課題については、前述のとおり、システム所管課の責務の明確化や計画策定時等における確認等を徹底することにより、適切な効果目標の設定やシステム稼働後の検証を確保する。</p> <p>また、計画審査および調達準備の段階で、実施にあたり対応・改善を要する課題が確認されたシステム計画については、情報政策課が、実施の状況を適宜チェックし、必要な指導・助言を行う仕組み（ルール、体制）を検討する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左記に對する基本的な考え方等
	<p>(40) 毎年度変更が必要となるシステムの調達に係る評価項目の設定について（意見）</p> <p>情報システムの中には、国の基準が変更されるために毎年変更する必要があるシステムがある。変更に当たっての追加コストを使用者である県が負担することとなるが、当該システムを使用する団体が多いほど、システム使用団体当たりの追加コストが低くなる可能性がある。情報システムの調達に当たっては、システム変更コストを軽減するため当該システムの使用団体数を、評価項目の一つとして考慮することが望まれる。</p>	<p>システムの新規開発や再構築に係る計画の策定、調達仕様や調達方法の検討にあたっては、従来から、他の自治体で利用されているシステムを活用した効率的な実施ができないかを事前に検討するよう求めているところである。引き続き、システム所管課に対して、取組の徹底を求めるとともに、総合評価方式一般競争入札やプロポーザル方式随意契約による調達時の評価項目を検討する際に考慮するよう求める。</p>
	<p>(42) WEBコンテンツマネジメントシステム【情報システム計画審査の結果への対応を担保する仕組みの構築】（指摘）</p> <p>コンテンツマネジメントシステムのシステム計画審査では、スケジュールに関する不備が指摘されており、実施段階までに見直し・改善の余地があるという評価となっている。これに対し、システム所管課では一定の対応が図られたものの、計画の実施においてスケジュールに起因した不具合等が発生し、当該審査が有効に機能しているのか疑念を抱かせるような状況であった。</p> <p>情報システム計画審査は、情報システムの効率的かつ効果的な整備と維持管理の実施を担保する仕組みであることから、これらの課題について早急に改善し、有効に機能させる必要がある。</p>	<p>計画審査の段階で実施にあたっての課題や不備が指摘されたシステム計画については、調達要件や仕様の検討の過程で必要な対応や改善が図られるよう、情報政策課からシステム所管課に対して指導・助言を行っており、仕様書等にこれらの改善等が反映されたことを確認したうえで調達を実施することとしている。</p> <p>しかしながら、実際の調達後のシステム設計、製造、テスト、データ移行等の業務が、システム所管課および受注事業者において、当初の仕様書に基づき適切に履行されない場合には、計画段階で構想されていた効率的かつ効果的なシステムの整備と維持管理の実施を担保することができない。このため、今回の事案を念頭に、調達後の設計、製造等の業務についても、情報政策課が状況を適宜チェックし、必要な指導・助言を行うことができる仕組み（ルール、体制）を検討する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 情報政策課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
	<p>(43) 滋賀県電子入札システム【目標値の設定における現在の状況と比較した指標の設定】(指摘)</p> <p>本システム計画書の目標値には、開札時間を抑止する効果があるとの記載があった。この開札時間抑止効果について確認したところ、当該システムがない場合(手作業の場合)と比較しての開札時間抑止効果であるとのことであった。</p> <p>これは、本システム計画の目標値は入力必須項目であり、情報政策課からの「現在の状況と比較した指標を設定することが不可能な場合は、当システムの構築前と比較した指標を設定すること」との指示により設定したもののことであった。</p> <p>しかしながら、システム計画書における目標値の設定に当たっては、手作業の時代と比較して設定することは適切ではなく、システム更新前の状況と比較して効果があるのがどうかを検討するなど、計画する効果について目標たり得る数値を記載する必要がある。</p>	<p>システム計画の立案にあたっては実施効果を適切に評価するための目標設定がされるよう、システム計画策定の全庁通知や説明会などを通じて、計画策定における効果目標設定の重要性について周知を図る。</p> <p>また、システム所管課の計画策定に対する助言や、提出された計画の事前審査などにおいて、計画の効果を適切に評価するための目標が設定されるよう指導する。</p> <p>なお、当該案件のように、OSのバージョンアップ等に伴うシステム更新であり、機能の追加や改善などのシステム効果の向上を伴わない計画において、どのように目標設定をするべきかについて考え方を整理する。</p>